

ございます。それを考えますと、それが運航していくというときに、第三者割り当てとかいろんなことが出てきたときには、そういうことは十分にできるというふうには思います。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） これが、実現をしていくということでもし実現すれば、そういうふうな社債の出資のほうも十分考えていただきたいと思います。

というのは、実際に九州郵船にも出資もしておられますし、300万程度ですけどね、実際に出資は可能なわけですからその分で、これは壱岐と対馬、そして博多を結ぶ高速カーフェリーですから、特にこの水産業をはじめ、観光産業もそうですが、非常に大きいメリットがございますんで、これが、実現をするというふうな段階に及んで、こういうふうな出資ができるとなれば、ぜひ、市としても出資をお願いしたいと思います。

あと2分ございますが、特に、今までこの市が行った企業の支援がございます。新規ビジネス支援事業ですか、これについては、9月の定例議会で委員長の報告がございました。新規ビジネス支援事業の調査をされましたが、これについては、1件当たり約150万の出資をされとるんですよね。そして、12件調べてみたら、それに使った補助金が、約1,675万1,000円、この報告の中には、ほとんどの事業が補助金の事業に沿ってないという報告がございました。

このような、いや、首をかしげるんじゃないくて、そういう報告がされたんですよ。委員長が、9月の定例議会で、ほとんどの事業が、補助事業に沿ってないというふうな報告をされました。皆さんが承諾したわけですから、こういうふうなものに使うよりも、中にはいいのがあるかもしれないがね、今後、使うよりも、やはりその高速カーフェリーとか、そういうもののほうに、実があるもののほうに出資をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（作元 義文君） 以上で小宮教義君の一般質問は終わります。

.....

○議長（作元 義文君） 再開を2時から行います。

午後1時50分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、3番、小田昭人君。

○議員（3番 小田 昭人君） 近未来研究会の小田でございます。本日、最後の質問者となりましたが、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告に従いまして、早速質問に入らせていただきます。

まず1点、対馬市市営住宅管理運営についてお尋ねをします。

対馬市市営住宅管理条例によりますと、市営住宅が55団地の950戸数、改良住宅が3棟の52戸数、そのほか、対馬市引揚者住宅条例による引揚者住宅が10戸数、そして、対馬市定住促進住宅条例によります定住促進住宅が7棟の16戸数となっており、対馬市が管理する住宅の戸数を合計しますと1,028戸となり、もし空き部屋がなければ、1,028世帯と表現してもよいかと思えます。

10月末の住民基本台帳によりますと、峰町の世帯数が1,041世帯で、対馬市が管理する住宅戸数とほぼ同数であります。

住まいを求める対馬市民にとりましては、住宅不足の解消及び定住化の促進等、居住環境づくりに大いに役立っていることは言うまでもありません。

また、場合によっては、公務員さえ難しいとされる今日の住宅ローンの貸し渋り、そして、長いトンネルの中で出口が見えない経済不況が物語るように、新築住宅が、年々激減していることはだれもが認めるところであります。

対馬市におきましても、財政状況が厳しい中で、新しい住宅を確保することは困難と推測するわけであります。よって、既存の住宅の管理そのものが、対馬市民の安住の地となりますので一層の御努力をお願いするところであります。

第1の質問は、入居者が退去後、次の公募まで最短で何日を要したか、また最長で何日を要したかをお尋ねいたします。

次に、平成10年に国土交通省が、原状回復のガイドラインを示しています。このガイドラインは、民間賃貸住宅を想定して示されたものでありますが、賃貸住宅は、貸す側と借りる側の双方の合意に基づいて行われるものですが、退去時において貸した側と借りた側のどちらかの負担で原状回復を行うことについて、トラブルが発生することがあります。

こうしたトラブルの未然防止のため、裁判例及び取引の実務等を考慮の上、原状回復の費用負担のあり方について取りまとめたものであります。法律ではないため、絶対に守らなければならないという性格のものではありませんが、平成16年2月には、裁判事例の追加などの改訂を行っています。よって、賃貸契約も、ガイドラインに沿った形で現在は行われているようであります。

この国土交通省のガイドラインのポイントは、原状回復は、入居者が借りた当時の状態に戻すことではないことを明確化いたしました。つまり、経年変化、自然劣化等、通常の使用による損耗等の修繕費用は、毎月の家賃に含まれているものとしたのであります。

よって、敷金の使い道は、もしも月々の家賃を滞納して支払えない場合に預けておく担保金、それから、入居者が、故意・過失・善管注意義務違反その他の通常の使用を超えるような使用に

よる損耗、毀損による修繕費用として余分に預けておくものとなっております。

ここで通常使用とはどういうものかと申しますと、国土交通省が、さらに具体的に示しております。貸主の負担となるもの、市営住宅ですから、対馬市の負担となるもの、畳の表返し、裏返し、特に破損等はしていないが、次の入居者確保のため行うもの、フローリングワックスがけ、家具の設置による床、カーペットのへこみ、設置跡、畳の変色、フローリングの色落ち（日照、建物構造欠陥による雨漏りなどで発生したもの）、テレビ・冷蔵庫等の後部やけ（いわゆる電気やけ）、壁に張ったポスターや絵画の跡、エアコン、これは、入居者がエアコンを設置する場合でございますけど、エアコン設置による壁のビス穴跡、クロスの変色、あと、網戸の張りかえとか、地震で破損したガラスとか、いろいろあります。

それから、入居者が負担すべきもの、飲み物等をこぼしたことによるカーペットのしみ、カビ、引っ越し作業で生じたひっかけきず、フローリングの色落ち、これは、借り主の不注意で雨が吹き込んでそれが色落ちしたという、それから、キャスターつきのいす等によるフローリングのきず、へこみ、台所の油汚れ、クーラーが水漏れし、借り主が放置したため壁が腐食、クリーニングをしても落ちないたばこ、線香等のやにで張りかえが必要な場合、天井に直接つけた照明器具の跡、飼育ペットによる柱等のきずというようなふうになっております。

次に、消費者契約法との関係についてお尋ねします。

この法律は、消費者と事業者との間に存在する契約の締結、取引に関する構造的な「情報の質及び量並びに交渉力の格差」に着目し、消費者に自己の責任を求めることが適切でない場合のうち、契約締結過程及び契約条項に関して、消費者が契約の全部または一部の効力を否定することができることにより、消費者契約に関するトラブルの公正かつ円滑な解決を図ることを目的として、平成13年4月1日に施行された法律であります。

特に、「消費者契約法」第10条の関係についてお尋ねします。「消費者契約法」第10条を読みますと、見出しが、「消費者の利益を一方的に害する条項の無効」、「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、または消費者を義務の加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする」という条文であります。

居住用の賃貸借契約において、借り主は当然消費者に当たり、家主は個人法人を問わず事業者とされ消費者契約法の対象となります。たとえ契約自由の原則で約定した場合でも、同法の強制法規に抵触する内容であれば、賃借人の利益を一方的に害する不利な約定として無効という判断がなされるわけでございます。

民間の賃貸借契約では、契約書そのものが既に印刷されていて、借りる側が不利な条件が示されています。国土交通省のガイドラインを逸脱するような契約書になっていますが、両者、納得

の上押印していても、消費者契約法に触れれば当然に賃貸契約書そのものが無効となるわけであり
ます。

対馬市営住宅の賃貸借契約書は契約書ではなく請書となっており、消費者契約法に抵触する条
項は一つもありませんが、さきにも申し述べましたように、国土交通省のガイドラインに抵触す
るおそれのある軽微な修繕と申しますか、家賃も民間のアパート等比較した場合、安く設定され
ているようでありますので、畳の表替えは退去者が負担しているということではありますが、今ま
でに退去者と何らトラブルはなかったか、お尋ねします。

それから、「対馬市住宅管理条例施行規則」第13条第2項では、条例第18条第3項ただし
書きの規定により、修繕に要する費用を敷金から控除したときは点々点とありますが、条例第
18条第3項のただし書きには、「修繕」という語句は出てまいりませんが、「損害賠償金」
という言葉がありますが、修繕はこの損害賠償金を指すのかどうか、お尋ねをします。

次に、LED照明の導入について御質問させていただきます。

今から120年前の1890年に、日本で初めて一般発熱電球を実用化した東芝は、ことしに
製造を中止いたしました。そして、2009年3月に一般発熱電球にかわるLED電球を販売を
いたしました。

このLEDは、20年以上の間、赤色と緑色しかなかったわけでありますが、世界でも注目を
集めました日亜化学に勤務されていた中村修二氏が、青色発光ダイオードを発明したため色
の三原色がそろい、1,600万色が可能となったところであります。以来、LEDは照明器具
はもちろんのこと、テレビ、CD、DVD等あらゆる分野において開発がなされていることは、
御承知のことと思います。

私は、対馬市が電気代をどのぐらい支払っているか想像もできなかつたため、対馬市の21年
度決算額を調査いたしました。決算書には、11節の需用費のうち、光熱水費は説明欄に金額が
示されていますが、光熱水費のうち電気代を調査するに当たり、関係部署には御協力賜り資料の
提出もいただきまして、この場をかりまして厚くお礼申し上げます。聞くところによりますと、
対馬市も一部、LED照明を既に使用しているとのことであります。

それでは、対馬市が支払った21年度分の電気代を資料に基づき説明させていただきます。

21年度の決算額でありますけど、一般会計は、款項目節の款別に調査をいたしました。それ
から、特別会計については、会計ごとに調査をいたしました。21年度の一般会計の電気代の総
額が、2億8,472万8,175円、2、8、4、7、2、8、1、7、5円となっております。
それから、特別会計が6,999万220円、6、9、9、9、0、2、2、0、一般会計、特
別会計を合計いたしますと、3億5,471万8,395円、3、5、4、7、1、8、3、9、
5円となっております。もちろん、電気代の中には、照明以外に動力、あるいは事務所等には、

パソコン、クーラー、コピー機、また冷暖房などがあることは言うまでもありません。

一般会計の中に、突出しておるのは4款の衛生費、約1億500万、これは、いわゆる対馬クリーンセンター、し尿処理センター、あるいは斎場等があるからだと思っております。特会につきましては、約7,000万のうち、簡易水道特別会計が4,350万、それから、水道事業が1,300万、これは、照明はほとんどないと聞いております。いわゆる浄水場とか、ああいうエンジンによる電気代だと聞いております。

それから、ある部署ごとに調査もいたしました。まず、教育委員会関係で、小学校、中学校、幼稚園の調査をさせていただきました。21年度小学校の電気代の決算額が、27校だと思えますけど、2,453万6,557円、2、4、5、3、6、5、5、7円、月平均、約200万でございます。それから、中学校が19校の1,888万3,515円、月平均157万ぐらいとなっております。それから、幼稚園につきましては5園でございますので111万2,312円、これを合計いたしますと、4,454万1,384円、月平均、約370万となっております。

それから、消防署関係も調査をさせていただきました。本署を含む5出張所、21年度決算で419万8,984円、月平均、約35万でございますけど、その2分の1は、本署の249万となっております。それと、消防団関係も調査をさせていただきました。約、対馬全島で格納庫が130庫ございます。格納庫だけと、それから詰所兼格納庫とありますけど、ほとんど照明代だと思います。消防団関係が、21年度決算が338万9,592円。

それに、最後に、美津島町の防犯灯の電気代も調査をさせていただきました。美津島で約1,040個ございます。これ、自動点滅機付きだそうでございますけど、1カ月に45万円、年間で540万となっております。それから、1回取り替えるごとに、これは業者と随契をしているそうでございますけど、4,000円を支払っているということでございます。

なお、今使っている蛍光灯は、セットで5,200円、LEDはセットで1万2,000円と聞いております。10月の一般会計決算委員会で、総務課長答弁で、対馬全島で街路灯が4,600カ所とお聞きしました。これを美津島町の試算で置き換えましたところ、21年度の対馬市全体の防犯灯の電気代が約2,000万ぐらいだと、私は推計いたしました。金額がわかれば、後で教えていただきたいと思えます。

ちなみに、私なりにこんな比較もしてみました。21年度の対馬市の消費電力の決算額は、約3億5,500万円でございますので、この数値を一般家庭の消費電力を1カ月に1万円、ちょっと低いかもしれませんけど年間12万円と想定し、対馬市が何世帯分支払ったことになるかを計算してみました。すると、約2,960世帯分の電気代を支払ったこととなります。

10月末の対馬市の住民基本台帳の世帯数では、峰町が1,041世帯、上対馬町の世帯数が1,940世帯の合わせて2,981世帯となり、2つの町の電気代を対馬市は毎年支払っている

ことになるわけであります。

また、21年度一般会計歳入歳出決算書によりますと、一般会計の歳入総額が約328億8,600万円のうち、歳入の多い順に申し上げますと、地方交付税が約2分の1の約162億3,900万円、率にして49.4%、次に、国庫支出金が約47億8,800万円、14.6%、次に、市債、借入金が41億1,800万円、12.5%、そして、国は財源を国から地方へということで所得税の税率を引き下げ、住民税の税率を引き上げたにもかかわらず、市の税収は、歳入総額の1割にも満たない8.6%の約23億3,300万となっています。

ちなみに、平成22年度の一般会計当初予算で、普通建設事業費が約26億6,700万円で、うち一般財源の持ち出しが約2億4,000万円となっています。言い換えれば、一般財源2億4,000万で26億、27億の事業ができるということになります。予算に反映されなかった事業の中には、国庫補助金は確保できる、あるいは起債も十分にあるのに、これ以上一般財源は持ち出せないということで、やむなくあきらめた事業もあったのではないかと推察するわけであります。

とにかく、自主財源が期待できない対馬市の財政状況でありますので、一般財源をどれだけ確保できるかが大きな課題だと思います。公共事業は、今や費用対効果が重要視されています。対馬市が支払った21年度の電気代約3億5,500万のうち、照明に費やした電気代は、神のみぞ知るところであります。LED導入後の二、三カ月後には、費用対効果が電気代として示されます。

LEDは、CO₂を50%から80%削減可能とされ、紫外線がほとんど出ないので虫も集まらない。赤外線が植物を傷める心配もほとんどない。そして、水銀を含んでいないので環境に優しい省エネを実現し、長寿命、少ない消費電力のLED導入こそ、環境王国「対馬市」にとって一大プロジェクト事業と私なりに位置づけ、市長がどういう考えをお持ちであるか、あえて質問をさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。

○議長（作元 義文君） 市長答弁の前に、今配付しております一般通告書の中で、「3番」を「6番」と書いておりますので訂正をしてください。小田君は、6番じゃなくて3番ですから、私も、小田君のほうを見て言えばよかったです、これを見ましたので。

市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小田議員の質問に答えさせていただきます。

1点目の市営住宅の関連でございます。若干長くなりますが、お許しください。

対馬市の公営住宅において、入居者が退去された後、次の入居者に対し公営住宅を賃貸住宅として適正な状態にしておく責務があり、次の入居者が使用に適する状態に維持するため修繕の義務を負うこととなります。

そこで、退去した入居者と私ども市において双方が、退去後の立ち会いをして修理する区分が定められておりますので、それに従って修理を行います。老朽化した公営住宅の場合、修理の程度により修繕費がかさむこともあり、修理期間にはばらつきが出ております。

お尋ねの最短、もしくは最長で何日ぐらい要したんだという御質問でしたが、最短で22日、最長で1,491日でございます。この日数を要した例としては、退去された入居者に修繕を依頼していましたが修繕の進展がない状況が続き、その後、その方の身体的な病気ということがわかり、関係部署と協議を重ねた結果、入居者の代理人により修繕を終えたということで、そのようなことで、不測の日数を要したということがございます。

また、2点目の国交省が示しておりますガイドラインの関係でございますが、国交省が出している原状回復をめぐるトラブルとガイドラインの、このガイドラインは、民間賃貸住宅の退去時における原状回復をめぐるトラブルの未然防止のための賃貸借に双方があらかじめ理解しておくべき一般的なルールを示しておられると聞いております。もう議員御存じのように、ガイドラインは法律ではございませんので、公営住宅法や対馬市の住宅管理条例が優先をされることとなります。

3点目の消費者契約法との兼ね合いでございます。この同法第10条において、消費者の権利を制限し、または消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効となるとうたっておられます。

公営住宅は、住民の福祉を増進する目的を持って供給をされる施設であり公共の資産であるため良好に維持させることは、その趣旨、目的から見て言うまでもございません。このため、事業主体に対しましては、公営住宅の管理を適正かつ合理的に行うよう義務づけられているとともに、入居者に対しては、この公営住宅について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持するよう義務づけ、修繕等の負担区分を明確に入居前立ち会い時に説明を行っておりますので、信義誠実の原則に反し消費者の利益を一方的に害するものではないというふうに考えております。

4点目の部分ですが、入居者に対しては、公営住宅等について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持するよう義務づけを課したものであり、入居者がこれに違反したときは、債務不履行による損害賠償責任を負うこととなります。そのため、条例第18条第3項のただし書きに、「修繕」という文言は確かにございませんが、損害賠償金に含まれることとなりますので、この「損害賠償金」を指しております。

次に、LEDの導入予定についてでございますが、このことにつきましては、昨年度から検討を進めておるところです。LED導入による利点に対しましては、もう議員も、先ほどの説明がありましたので簡単にしたいと思います。従来照明器具に比べて消費電力が少ないこと、そして、光源寿命が長く取り替え手間が少なく済むということが挙げられます。

しかし、LEDの導入につきましては、検討の余地がございます。それは、LEDの製品規格が各社統一化されておらず、また、価格についても、普及が進んでいないため大変高額な状況でございます。このようなことから、早急にすべての施設を対象としたLED照明の設置は難しいとも考えられます。そのような状況を判断し、従来の照明設備より技術面や価格面ですぐれている、特に防犯灯のLED化から取り組みを進めるべく、既に破損などによる器材更新時に、LED化を行っているところでございます。

また、本定例会における一般会計予算補正にて、LED防犯灯50灯分の予算を計上させていただいておりますが、過疎計画や環境実践モデル都市事業計画においても、環境施策推進の一環として防犯灯のLED化を掲げており、年次的な取り組みは進めていく考えを持っております。

なお、今後、LED照明設備の統一規格製品の普及状況や開発の状況に応じ、広くこのLEDの設置推進を図っていく考えでございます。

○議長（作元 義文君） 3番、小田昭人君。

○議員（3番 小田 昭人君） 次の公募まで最短で22日、そして、最長で1,491日と言われましたですね。その後、約1カ月かかるわけですね。公募期間が約3週間、それから、公募を締め切って反社会的人間はいないか警察に聞いて、そして、募集を締め切ってくじ引きということで、1,491日と言うと約4年ですね。

その前に、今言いましたように、条例の第18条で敷金から取っていいようになっておるわけでございますので、修繕費用はですね、修繕費用を返してから修理をしてくださいということにしているんじゃないでしょうか。どうですか、そこんところは、敷金を還付する前に修繕をすればわかるんですけど、あなたは、3カ月分敷金を払いました。割り増し賃金もありません。損害賠償金もありません。よって、3カ月分そのまま返しますよと、返した後、畳の表替え等を請求しているんじゃないでしょうか、お尋ねします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その敷金の返還の時期の問題等については、ちょっと私も、そこはわかりかねる部分があります。ただし、退去される際には、そのときの入居者、その入居者に確認をそれぞれが立ち会って、とってから、そして、そこについては物事がスムーズに進むようにやっているという報告は聞いております。その事務の敷金のどの時点で返還して、そして、事務処理が次に始まっているのではないかということについては、担当部長のほうから答えさせます。

○議長（作元 義文君） 建設部長、斉藤正敏君。

○建設部長（斉藤 正敏君） ただいまの敷金の返還につきましてでございますが、議員のおっしゃられましたとおりに、入居時に3カ月分をいただいております、退去時におきましては、いったんその分をお返しをいたしまして、その分も含めまして退去後、退去時のその修理費は、入

居者にお願いをして修繕をしてもらっておる状況であります。

○議長（作元 義文君） 3番、小田昭人君。

○議員（3番 小田 昭人君） 全く逆なんですよね。敷金の控除明細書という21号様式がありますが、これに修繕料も取っていいですよってなっておるわけですから、それから修理箇所をして、そして返せば、この1,491日ですか、もかからないわけですから、今後は敷金を返す前に居住者のその住宅をよく精査されて、これとこれは敷金からさせていただきますということであれば、その空き部屋も少なくなるし、市の収入もそれだけ減るわけではございませんので、住宅の確保についてさらなる研究をお願いをいたしたいと思います。

それから、退去前、5日前に退去届を出しなさいということですが、これも、転勤族であればわからないでしょうけど、もう1カ月前ぐらいにとってほしい、そして、12月に出たいなら11月末ぐらいまでとって、そして、入居しておるときに募集がされるんじゃないでしょうか。なるべく空き部屋がないように、住宅の確保に努力をしていただきたいと思います。

それから、LED照明につきましては、今徐々に導入をしているということですが、これは、思いつき思いつきじゃなくて、どこか担当部署が契約をつくって、そうしないと蛍光灯の調達あたりもいろいろ出てくると思いますので、どれだけ節約できるかわかりませんが、そういう考えは、市長、お持ちでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 一部ちょっと契約という言葉がよくわからない部分があったんですが、今の方向としては、先ほど申し述べましたように、LEDの場合、すべての電球といいますか、それが技術が整っているという状況ではまだないようにも聞いておりますので、今防犯灯の分については、技術的なものが確立しているというふうに聞いております。

そこで、最低でも5カ年のうちにこれはやり替えてしまおうと、で、恐らくこのやり替えについては、こちらが今試算しておるところでは、九千二百数十万円かかるんじゃないかというふうに思っております。で、それをやり替えたとしても、十分に余りある削減額といいますか、電気料では、というのが見込まれるという試算もしております。先ほど申しますように、防犯灯の分からは、技術が確立次第、物事を進めていくという考えでおります。

○議長（作元 義文君） 3番、小田昭人君。

○議員（3番 小田 昭人君） それから、対馬全島の防犯灯の21年度の推計金額を、私は2,000万円ぐらいじゃなかろうかということを申し上げましたけど、もし資料をお持ちであれば、お答えを願いたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 確かに4,500から600という数字で、防犯灯は設置をされており

ます。私が、以前聞いた話でも、たしか2,000万超えて電気代がかかるというふうなことは、申しわけございません、取り替えも入ったのかな、「電気代」と呼ぶ者あり）あつ、電気代で2,000万円超えるということを知っています。

○議長（作元 義文君） 政策補佐官、松原敬行君。

○政策補佐官（松原 敬行君） それでは、私のほうから説明をいたします。

21年度で、私どもがとらえておる金額は、1,353万5,000円程度だということでございます。

特に、この街路灯、防犯灯につきましては、電気の場合、供給約款というが定められておりまして、定額で決まっております。で、特に、先ほど市長が申し上げましたように、全島で4,600云々という数字でございます、その中に、水銀灯と蛍光灯があります。それによっても単価が違うということになりますので、私どもが計算した中では、今申し上げました4,634本の1,353万5,000円ということになります。よろしく願いいたします。

○議長（作元 義文君） 3番、小田昭人君。

○議員（3番 小田 昭人君） 今言われました1,353万5,000円は、全島のいわゆる、まとめた防犯灯、それが、若干美津島町の実績からすれば低いんじゃないでしょうか。私は、2,000万ぐらいになると推計をしたんですけど、そういう金額であれば、私の推計が……

○議長（作元 義文君） 政策補佐官、松原敬行君。

○政策補佐官（松原 敬行君） 先ほど議員もおっしゃいましたけども、その電灯代という中で、どういふとらえ方がされてあるかもわかりませんが、私どもが、今私が1,300云々と言いましたのは、防犯灯、街路灯に限っての部分でございます。だから、その2,000万という部分につきましてはほかの分の、例えば、公園のあたりの外灯あたりも入っておるかもしれません。だから、私としては、この信用できる数字だというふうに確信を持っております。

○議長（作元 義文君） 3番、小田昭人君。

○議員（3番 小田 昭人君） LEDも市長が今言われましたようにまだ技術開発の段階で、黒い煙が出たとかいろいろ報道もあっておりますけど、ネットを見ても、メーカー品も、定価から3割安とかということでございますので、購入方法について、一番ベターは対馬市の業者から購入して、そして、対馬市の人に仕事をさせるという方法が一番ベターだと思いますけど、私は、その大量購入、対馬市が大量購入して、メーカー品を、そして、事業者は、対馬市の人でしてもらうという方法があるかと思いますが、いずれの方法をとったほうがいいのか、お考えをお持ちであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今小田議員がおっしゃられたように、どういうふうな手法で導入すれば

いいかということを考えておるわけですが、そういう中でも、いろんなお話も来ます。球自体は、当然対馬ではできませんからあれですが、すべて対馬の方で設置等をお願いして、今言われるように大量に購入して物事をやっていると、それが、1灯当たり4万円近くするものが、1万2,000円ぐらいでできるとかいう話も聞きます。で、今後、そういういろんな手法があるかと思いますが、内部で十分に検討をしていきたいと思えます。

○議長（作元 義文君） 3番、小田昭人君。

○議員（3番 小田 昭人君） 時間も、あと6分となりましたので、いずれにせよ、自主財源の乏しい対馬市でございますので、一般財源をいかに浮かすかということで、私は、このLED購入はその礎になるんじゃないかろうかということで、あえて質問をさせていただきました。

それから、昨日の市長の行政報告で、平成22年9月29日、長崎県から「環境実践モデル都市」として選定を受けたということでございますので、これも頭に置かれて、今後LED購入につきましては年次計画を立てられ、そして、スムーズに実践できますようお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（作元 義文君） これで3番、小田昭人君の質問は終わります。

○議長（作元 義文君） 本日はこれで散会とします。明日も定刻より市政一般質問を行います。

なお、休憩を挟んで3時から議員全員協議会を開きますので、全員御出席ください。3時から始めます。

午後2時47分散会
